

第6回新城市市民自治会議

令和2年2月4日（火）午後6時30分から
新城市役所4階第1会議室

開 会 午後6時30分

○事務局 時間になりましたので、ただいまから第6回新城市市民自治会議を開催させていただきます。

まず初めに、会長から御挨拶をお願いいたします。

○会長 お願いします。皆さん、どうもこんばんは。

今日は第6回目の会議になります。いよいよ全体の素案についての最終的な確認の段階になってまいりました。今日、また準備させた資料内容について忌憚ない御意見をいただければというふうに思います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして会議のほうを進めさせていただきます。

新城市市民自治会議条例の第6条の規定に基づきまして、これ以降のとりまわしにつきましては会長であります先生にお願いしたいと思っております。お願いします。

○会長 部屋、寒くないですか。大丈夫ですか。皆さん。

○事務局 どうですか。

○会長 ちょっと寒いです。 済みません。議題にないことを先に。

それでは、早速始めていきたいと思っております。本日の審議事項、2として新城市自治基本条例及び新城市若者条例（答申）についてということですが。

その中からまず最初に、新城市自治基本条例に定める市民の権利を具現化するための公開政策討論会条例について、まずこちらのほうから事務局、じゃあ、よろしく申し上げます。

○事務局 まず、資料のほうですけども、次第の次にありますのが公開政策討論会の手続フローについての御意見を委員の皆さんからいただいております。フローというのがA3の資料で前回もつけさせていただいており

ますけれども、時系列に従った手続フロー図になります。

こちらにつきまして、事務局からの宿題として1点、一番右の市長候補者予定者の動きのところでございます。市長候補者予定者につきましては、公開政策討論会に参加の申し込みをしていただくわけなんですけれども、2種類ございまして、公開政策討論会の説明会。説明会に出席した後、2週間以内に申し込みをするという形が1つあります。この段階で出席の申し込みをしていただく候補者予定者は、討論したいテーマについて提出することができるのと同時に、実行委員会の委員さんを推薦することができるということになります。この段階で市長候補者予定者、市長になりたいという方がその段階で意見表明、立候補表明をしておらず、直前になって市長になりたいという表明をなさった候補者が公開政策討論会に参加できる手続として、もう一段階、参加の手続を定めたいということで、前回投げかけ自体がわかりにくかったわけなんですけれども、事務局としてはその下のところにあります討論会参加の締め切り、それぞれ新城地区、鳳来地区、作手地区の3会場で開催するわけなんですけれども、その各会場で開催する日から1週間前までに申し込みをすれば公開政策討論会に参加することができる。ただし、最初に説明したような手続ではなくて、テーマの提出はできませんし実行委員の推薦はありません。ただ、候補者が参加するのみということで、この2段階の2種類の参加申し込みを書いております。事務局の案としましては、公開政策討論会の1週間前までに申し込みをしていただければ、何とか実行委員会でもタイムスケジュールを修正することができるのではないかと考えておまして、こちらを提案するものでございます。

また、実行委員会の委員さんの表記を少し変えております。任期満了の場合の第1段階では、有識者の例示をさせていただいており

まして、ここは今回まとめ切ることができないところかなと思いますけれども、区長会から、あるいは地域協議会の代表者とか経験者。経験者というのは、公開政策討論会の経験者や弁護士、元自治振興事務所長などが考えられるのかなというふうに考えております。そのあたりが前回の資料と比べて変わってる点でございます。

もう一つ細かいんですけども、市民自治会議の列を見ていただきますと、市長が市民自治会議に諮問する内容が開催日時、場所に加えまして前回の資料ですとテーマになっていましたけれども、ここは開催に関し必要な事項を諮問し、この場で市民自治会議から市長に答申をするという内容でございます。

以上がフロー図、A3の資料の修正点でございます。

A4のほうの各委員さんからいただいている御意見を付けさせていただいております。

まず、実行委員会の委員構成について、〇〇委員と〇〇委員から、それから公開政策討論会参加の最終申込期限については〇〇委員と〇〇委員から、その他につきまして〇〇委員から御意見をいただいております。

資料の説明としましては、もう1枚、次のものを見ていただきますと、今日検討していただきたい答申書でございます。答申書1枚、1つ1番としまして、自治基本条例に定める市民の権利を具現化するための公開政策討論会条例についてと、2番として若者総合政策その他若者が活躍できるまちの形成の推進に関する事項についてと、裏面を見ていただきまして、その他、自治基本条例の運営に関することの中に市民まちづくり集会と女性議会について、こちらをこれまでの市民自治会議で出していただいた御意見をもとにまとめたものになります。

それから、その2枚目が公開政策討論会条例の概要でございます。こちらが条例の要点を抜き出したものになりまして、最後のホッ

チキスどめの資料が自治基本条例の改正案と公開政策討論会の条例の案になります。こちらにつきましては、大変時間のない中で送らせていただいたものになりますが、大きな概要あるいは手続のフローは一切変えることなく市役所の法務担当の部署がございまして、法務担当と調整した案を今日はつけさせていただきます。

以上が、まずは資料の説明となります。よろしく申し上げます。

○会長 それでは、ちょっと確認ですけども、事前に皆さんにお送りしてない資料は今日の中でありますか。修正したところはしょうがないですけど。

○事務局 答申書とそのすぐ次についてまず公開政策討論会条例の概要です。こちらが、今日初めて皆様、見ていただくこととなります。

○会長 じゃあ、フローについて意見と、それから法務担当案、これはもう既に皆さんに行っているわけですね。

○事務局 はい。

○会長 わかりました。じゃあ、そういう前提で始めてまいります。

まず、前回のフローを見ていただいて、まずそれについて意見として今日出していただいたもの、もう一回ちょっと確認をしましょうか。くれぐれもこの会議の中で全部決め事をするわけじゃなくて、なるべく意見の一致を見たいというところです。ですから、意見の一致を見ないものについては、こういう意見があったという形で使って、事務局で最終的に今後検討していただくという、そういう段取りだということは前回ここで確認したと思うんですけど、よろしいですか、まず皆さん。

それでは、始めていきたいと思えます。

まず、フローの部分について実行委員会の委員構成、それから公開政策討論会参加の最終申込期限、その他というふうに今あります。

この内容についてちょっと確認をしていきたいと思います。これ意見を出していただいた方が〇〇さんと〇〇さんなので、まず実行委員会の委員構成、これについてお願いします。

○委員 有識者はこれはこれで異議なしということで、J Cはぜひお願いしたいということで、弁護士というのはこれは今までこういうことがなかったと思います。法務担当の職員でいいんじゃないかと思うんですけど、弁護士に頼むことでややこしくなるというか、かなり難しいことになると思うんで、別に変な条例ではないので。弁護士は謝礼が絡みますのでなくしたほうがいいと思います。法務担当職員の方でいいんじゃないかと思います。いかがでしょう。

それからもう一つ、元自治振興事務所所長ですか。

○事務局 そうです。

○委員 所長ですか。

○事務局 はい。所長です。

○委員 所長さんですか。

○事務局 はい。

○委員 現在の事務所長さんではなくて、昔の事務所長さんにされたというのは、理由はどういうことですか。

○会長 いいですか。それはちょっととりあえず意見交換をします。

○委員 はい、わかりました。ということでした。事務所長ですね。長ですね。

○会長 事務所長ですね。

○事務局 済みません。加えてください。

○会長 それから、〇〇さん。紹介してくれますか。

○委員 公募とかもしくは一般の方が立候補による構成ですと、もし人数、定員からあふれた場合に選出基準とか理由等々をつけないと応募した方が不安に思ったりするのではないかと思います。平等じゃないということ、言っただけ失礼ですけど、名前も知らない人とかもしくは普通の人よりかは有識者であったほうが

理解もしくは市民の方からも信頼を得やすいので、有識者が好ましいのではないかと思っただけ、この意見を出しました。

○会長 ありがとうございます。皆さんのお考えもこの後聞きたいと思いますが、まず〇〇さんのほうの意見なんですけども、実は今日のフローを見ると、そうすると一般公募というところが消えていますよね。これは確か前回話し合いをして、一般公募はしないということだった。ところが、前回送られた資料はそこは残っていたので〇〇さんが今指摘してくれたんですね。ですから、一般公募はしないということですので、〇〇さんの疑問点に答えた形にしたということで御理解いただけますか。

○委員 はい。

○会長 それから次に、〇〇さんのほうの意見なんですけども、まずここで有識者の中で全部言ってありますけども、こういうくり方がいかどうかというのはちょっと検討です。これも区長会の会長さんですよね。それから、地域協議会の代表というのも地域協議会の中の代表者ということですので、こういう方たちは既に役職をもっているいろいろな活動をしている方で、それから経験者ということなんです。ここにJ Cなどを書いてあるんです。J Cはこの会、いろんなこういう選挙のたびにマニフェストを作ったり、意見交換を行われたりという経験もあって、これは〇〇さんが前回、紹介してくれた。ですから、経験者として入れてあるんです。実はもう一つ、新城では第1回目の公開政策討論会が行われた。そういうやはり経験も非常に重要だろうということだったんです。したがって、ここでは経験者という場合には「など」と書いてあるのは、J Cや新城ならではの第1回目の公開政策討論会を実際にやられた経験者の方をここでは想定する。やはり、こういう経験というのは今回の部会の協議とか、それからここでの協議においても非常に有意義なものだった

たというふうに理解しておりますので、やはり経験はすべきであるということ。

それから弁護士なんですけども、これは〇〇さんが随分費用負担のことで心配されたんですけども、なぜこれを書いたかという公職選挙法に抵触しないように実行委員会を運営していく必要があると思います。特に公職選挙法についてよく見識をもってる弁護士に関わってもらって、実行委員会の立ち上げから実際に公開政策討論会を行い、そしていよいよ公職選挙法に基づく選挙運動に入るまでの段階のところ適正に行われるように法務の専門家として関わってもらい必要がある、あってもいいだろう。これはずっとこういう形ではなくて、実は今日の後で見ていただく公開政策討論会条例の中に実行委員会というところがないんです。というのは、やはり実行委員会というものを重ねる中で見直しをする必要もあるだろう。ただし、1回目はやはり相当慎重に取り組んだほうがいいということ。相当、法務省とか、それから自治省とか愛知県の選挙管理委員会、いろんなところがやはりこの運用を見ていきますので、そういう意味もあって、ここ慎重にということで法務の専門家を入れたほうがいい。

それから、ここが有識者という理解なんですけども、元振興事務所長です。この方が狭義の有識者という位置づけで入ってもらったらどうだということ。民間投与も流れていますよね、ここは確か。ですので、この地域の自主活動について民間の立場から非常に地域の実情に詳しく、またこれまで自治運営にかかわってきたという方。こういう地元の自治振興事務所長という制度を活用した有識者に入ってもらいたいということがいいだろう。

○委員 現役の所長さんではなくて、元というのはどういう理由なんですか。

○会長 現役は公務員なんです。ですから、現職は実行委員会には入れてはならない。

○委員 そうですか。

○会長 ただ、これも経験をやはり生かしたという、そういう趣旨でこういう構成にするというものです。

それで第1段階です、これは。第2段階には、市長候補者を推薦する者が入ってきますので、ここで実行委員会が形づくられるという、そういう段取りになります。まずは動かさなきゃいけないということで。

○委員 済みません。弁護士さんは謝礼をなしでやることができるんですか。かなり難しいんじゃないかと思うんですけど。それぐらいはできるんですか。

○会長 ここはどういう。

○事務局 本当にここは正直悩ましいところなんですけども、何とか見つけるか顧問弁護士にやってもらうか。

○委員 顧問弁護士っておられるんですか、市に。

○事務局 はい。正式な顧問弁護士という呼び方かどうかはちょっとあれですけども。

○委員 そうなんですか。

○事務局 はい。

○会長 自治体には必ずそういう方がお見えになりますので、いろんな呼び名で呼んでも、市の行政運営に関わってみえる専門家。あくまでも、ここでの依頼は公職選挙法になるべく抵触しないように、実行委員会が適正に運営をされるというところを見届けていただいて、助言をいただけるような方が望ましいのではないかと第1段階です。第2段階は、先ほどの市長候補者の推薦する方。これについて謝礼は無償ということで。この意図するところは、有償にするとこれは特別公務員の扱いになるんですかね。

○事務局 そうですね。そうばっかでもない。やり方によってはもちろん報償費という形で、公務員の身分ではなくても謝礼はお支払いできるんですけども、このあたりが前回の議論の中で無償という形で提案させていただいたんですけども。

○会長 この辺、皆さん、どう思われますか。

○委員 よろしいですか。

○会長 はい。

○委員 全部通してお話します。

弁護士さん、確かに〇〇委員が言われるようにちょっとひっかかる場所もあるんだけど、有識者と法務担当というようなことでいいと思います。ただ例えば弁護士会ってあるんですか、新城市に。

○事務局 新城はないですね。

○委員 ないですよ。だから、本来は弁護士会のところにお頼みをして、そこから選定してもらおうというほうがもっていきやすいかなと僕も思ったんです。ただ、市のほうに法務担当が見えれば、その方がここに入ってやるのも1つのやり方だし、その方が弁護士さんと話をしながらやるというのも1つのやり方なんですけど、先生が言われたようにやっぱり要するに抵触しない形の有識者。やっぱりそういう形で入れ込むのが必要だし、これ決定事項じゃないんで、答申をして議会を通して中にもっていく中で入れとく部分ではこういう書き方は僕はいいと思うんです。

それからあと、報酬はもし報酬がなければいいやというなら受けてくれないだけの話だから、ここの総意として報酬はなしというのも悪くはないと思ってる。やっつく段階で必要経費という言い方がおかしいんだけど、必要な経費がもし出てくるんなら、それは平等に出しておくというのも、後々つけておく部分は残してもいいのかなとは思ってます。だから、本音としてはこの程度って言ったらおかしいんですけども、こういう形でいいのかな。

それからJCは40で終わりますから、JCの現役もおるし、JCには元JCのメンバーというのも1つになるので、こういう書き方のほうがいいのかと思いました。

○会長 ということです。

他はいかがでしょうか。

○委員 いいですか。

○会長 はい。

○委員 先ほど自治振興事務所長さんが現職だと公務員扱いになるという話でしたけども、区長会というのも微妙なところで、国の方針ですが、市の方針ですといろいろとあるみたいで、これでいいのかなど。結局、市はどういうふうにしていくつもりかなと。

○会長 実は、これもちょっと事務局に聞いたんですけど、現役じゃなくても元区長会長。というのは、地域協議会、これは地域協議会はこれも実は地域協議会の会長も特別公務員になってくるので、ですからこれも元。現役にはしないほうがいいですよ。そこら辺は全てに共通するところです。ちょっと言葉足らずで申しわけないと思います。

○委員 こういう組織の推薦者というふうに僕は理解しておったんですけど、区長さんなら区長会から推薦という、そういう公的な固まりのところからの代表者とか推薦者という書き方。

○委員 要するに会長というのではなくて、会で。

○委員 区長会の推薦された方っていう、そういうふうに捉えておったんですけどね。ただ、全部組織名でもという意味で書いたのかな。

○会長 ちょっと表現のアンバランスになるんで、元振興事務所長というところ。この辺の意図するところはやっぱり現職に利害関係をもたないということが非常にやっぱり。利害関係をもたないというところで〇〇さんの言ったことと共通しますよね。現職でというのは、さらにという意味をもちますけども、そこら辺は勘案していただけたらと思います。

○委員 そういう方じゃないと、多分こういうことが理解できないと思うんで、そういう経験をされた方じゃないとね。

○会長 他にいかがでしょうか。

じゃあ、ひとまず実行委員会の委員構成に

については、そういうことでお願いします。

それから、2つ目の公開政策討論会参加の最終申込期限。これはまず、〇〇さん、ちょっと説明いただけますか。

○委員 これも前回そうだったかもしれないんですけど、確かチラシを作製すると期限がぎりぎりじゃないかというところで終わってた気がして、もしそこに名前を載せるのであれば1週間前だと厳しいのかなと思ってたんですけど、単純に名前を載せなければ全然1週間前で問題ないかなと思っていました。

○会長 〇〇さん。

○委員 これでオーケーです。原案でいいです。

○会長 はい。じゃあ、これについてはよろしいですか、皆さん。

では、その他ということで、第2段階で。

ごめんなさい。〇〇さんですね。

○委員 市長が辞職・死亡の場合は、市長候補予定者の推薦する者は入らないということで、普通の場合、選挙の場合とは変えるんですね。辞職・死亡の場合というのは、どういう話があったか教えてもらいたいですけど。このフローでも括弧でくくってあるんで、強調してあるんですけど、これはどういうあれですか。

○事務局 こちら辞職・死亡の場合は、例えば亡くなってから50日以内に市長選挙を行わなければならないということで、かなり時間的に厳しい。

○委員 タイトである。

○事務局 タイトで。

○委員 タイトである。

○事務局 はい。理想としては、2段階方式で候補者予定者を推薦していただきたいんですけど、いろいろ時間軸の中でいくとかなり厳しいかな。

○委員 厳しいからやむを得ない、これはもう。

○事務局 そういうことで。

○委員 わかりました。

○会長 という時間の問題として、ここは。

これについてはどうですか。よろしいですか。50日以内に市長選挙を行う、そういう決まりですから。どうぞ。

○委員 前にお聞きいただいた法務担当案について、参加申込期限というふうにあるんですけども、第6条、申込期限が公開政策討論会の開催日の45日前までにということですよね。そうすると、通常はいいんですけども、もしこの市長が欠けた場合という、これは一切、選挙日の7日前にはもう公示が。公示よりも45日前に申し込んでおかないとならないということで、死亡した場合には一切討論の内容については持ち込みできないということになる。

○会長 これは11条との関係で。

○事務局 そうですね。ここはちょっと条文の構成でいきますと、ずっと任期満了を想定して第10条まで書いておまして、第11条で死亡または辞職の場合、いわゆる市長が欠けまたは退職した場合、読みかえ規定という形でやっていますけれども、準用してはありますが、ちょっと今、御指摘いただいたところが漏れてる可能性があるかなと思って見まして、そこを少しおかしくないようにもう一度確認します。おかしくないというのは、死亡・辞職の場合でも立候補予定者が市長に申込書をきちっとできるような時間を設けられるように設定するようにします。

○会長 それは準用という形で。

○事務局 はい。そうですね。1回ちょっと詰めさせてください。

○会長 いいですか。

○委員 はい。

○会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 逆に最短だと何日ぐらいで、この準備できるんですか。45日はやっぱりいるんですかね。要は緊急事態、どういう形で対応

できる。例えば30日にできるなら、その緊急事態のときは30日というのも1つ、作っておくのもどうかという。45日いるなら、このままでいいと思う。そういう想定はしておかないと、どうなんですかね。

○事務局 そこが実行委員会がいつ立ち上がってくるかということにも関係してくるんですけども、2つ大きく考え方があるかなと思います。1つは、常時任期1年で任期を4月から次の年の3月までという、常に何かしら実行委員会が動けるような形があれば緊急事態でもすぐ動けるんですけども、そういうやり方と、もう一つは任期満了を見据えて4年に一度の市長選挙のある程度前に実行委員会が立ち上がってくるという、そういうやり方があると思うんですけども、後者の場合、つまり任期満了の4年に一度の場合に実行委員会が立ち上がる場合は、それ以外の年は対応できませんので、そうすると市長が仮に辞職・死亡した場合に急遽、実行委員会を立ち上げるということになりますから、そこから換算して何日で公開政策討論会までもっていけるかという、少なくともどうですかね。1カ月は。済みません。経験してないものですから何とも言えませんけども。

○委員 でも、不十分でもいろんなものを抜いても例えば行政のほうでそういう器みたいなものは作っておく必要があるのかなと思うんですけどね。緊急事態でもいろんなものがあるんですけどね。

○事務局 器というのは。

○委員 モデルみたいな。

○委員 場所もやり方も全部、実行委員会に任せなくて、最低限できるようなものはこういう形のおぜん立てをしておいて、そこに後から委員さんが入ってもらうというやり方も1つのそういう想定も必要かなと思うんで、そうすれば30日ぐらいでできるんじゃないかなと思うんですけどね。内容は不十分でも仕方ないんだよね。どうなんですかね。

やっぱりきちっと線路の上に乗せる必要なんて、途中から最後に乗せるのも1つのやり方。
○委員 一遍経験しとけば、それに沿ってできますけど、最初は大変ですよ。最初どうやって、ああでもないこうでもないとめて時間がかかるというのは。

○委員 不十分でもやっぱり緊急事態の対応型も考えておくべきかなと思うんですけどね。これだと完全に不十分な形だよね、最初から。日数もちょっと1回検討していただいて、無理なら無理でいいです。

○会長 1回検討してもらって。ここでは言い切れないので。

それでは、フローについての意見はそれぐらいにしまして、続きまして答申のほうはちょっと後にしましうかね。次、公開政策討論会のほうに入りたいと思います。

それで、皆さんのほうに今日配られたのは概要のほうですよ。

○事務局 概要のほうです。

○会長 それで、今日はこの概要を参考にしながら法務担当にも確認をして、たたき台を作ったので、こちらのほうを見ていきましようか。どうですか。そのほうが。

○事務局 はい、お願いします。

○会長 時間的にもいいと思いますので、概要のほうの定義についても参考にしながら皆さん見ていってください。

じゃあ、まず事務局から委員の皆さんに1つずつちょっと提案をしてもらう形にしたいと思いますが、最初に提案というか、これを見ていくか。皆さん、まず最初に新城市自治基本条例の改正案、こういう文言でやったらどうかということです。これについて意見をいただきましょう。読んでいただいていると思います。これについてはどうでしょうか。自治基本条例の改正。まだ第何条にするかというのはできませんので。

これについてはよろしいですか、皆さん。どうぞ。

○事務局 済みません。事務局からなんですけれども、法務担当の意見としては自治基本条例を改正することなく公開政策討論会の条例を。済みません。ちょっと説明がおかしいですね。条例の改正について形式的な話なんですけれども、今の提案は2つの条例を改正しますという2本、議会で審議していただく形になるんですけれども、テクニカルな話で通常法務でやるやり方とすると、新しく制定する条例、つまり公開政策討論会の条例を1本あげまして、この条例の附則というものが最後にあるんですけれども、附則の中に自治基本条例を改正する文言を入れてできます。通常はそうしますという話だったんですけれども、今まで議論の中で自治基本条例を1つ改正をし、もう一つあわせて公開政策討論会を制定するというような話があるので、このような形で提案をさせていただいてますけれども、本来の法務の考え方というのが皆さんの中でそれならそれでいいよということであれば、そういう形になりますし、そのあたりの御意見、会長、皆さんに伺えたらと思っておりますけど。

○会長 これはちょっとなかなか経験がないと難しいところですよ。

○委員 こういう追加の条例というのは、これからどんどん出てくる可能性があるんですか。こういう自治基本条例にがあと入っていくような改正、改正で、他はない。これぐらいですか。

○事務局 それはもう市民自治会議の委員さんの中で議論が出ればですけども、比較的、私の個人的な感覚でいうとそんな頻繁に自治基本条例を改正するというのは余りないのかもしれないのかなという気はします。

○会長 附則に例えば改正するというふうに入れるとか、どういうふうに言えますか。そのところを多分、皆さん知りたいんじゃないかなと思います。どういう表現になるのか。

○事務局 表現自体は、このまま附則に後ろ

のほうに移動していくというようなイメージです。

○会長 それで、またあれですか。自基本条例の条文を変える。

○事務局 が自動に変わっていく。

○会長 自動的に変えていくんですね。そういうことになります。いかがでしょう。

○委員 別にどんどん変えていってもいいわけですね。自治基本条例を変えられるということ。

○事務局 自治基本条例自体はもちろんこの場で議論していただいて改正することは、もちろんあると思います。

○会長 ここは皆さん、見劣るといえるか、実際に自治基本条例の条文に新城市の公開政策討論会をあげられるというところをもって改正するというこれまでの理解あったこと。ですから、それをどうするかは市のほうのルールがあれば、それを運用するというふうになるのでしょうか。

○○さん、何かありますか・

○委員 いや、これは独立してこの括弧書きのやつがあるということですよ。

○事務局 はい。

○委員 附則になると、この括弧書きというのは入る。

○事務局 入ります。

○委員 そう。

○事務局 はい。全く結果は一緒です。

○委員 どう違うのが全くわからない。

○事務局 市議会の上程議案の中に2本あるか1本になるかということだけです。特に自治基本条例を直すということをしつかりうたいたい。公開政策討論会を制定するんだという2つなんだということであれば今のこの案ですし、結果的に一緒であれば法務のいわゆる行政上のルールに従って公開政策討論会を制定する。だから、自治基本条例も直すところが出てくると、そういう組み立てになります。

○会長 この辺は市の皆さんのほう、共通認識でいいですか。〇〇さん、どうですか。

○事務局 ちょっとこの議論自体を課長と最近、議論してなかったんですけども、これは一般的に法務の1つのルールに従ってやっていくことでよろしいのかなと。

○会長 そうですね。ここでどっちがいいという話ではないと思いますので、ただ内容については自治基本条例の内容がこういう条文が入りますよ。入ることをもって改正になりますよということだけは理解をしておかないといけない。そこまでいいですね、ここは。あとはどういうふうに扱うか、市のルールがあるので。ここはちょっと事務局のほうで扱っていただいて。

どうですか、皆さん。内容。

○委員 内容、文章で「市長は、公の選挙のうち市長の選挙」、公の選挙は何ですか。市長の選挙は公ですよ。

○委員 公の選挙の内の市長選挙ということ。

○委員 そういう意味。わかりました。いいです。

○会長 他はいかがですか。

じゃあ、これは扱いについては市のほうに答申に従って扱っていただいて。

それで、今度は新城市長選挙立候補予定者政策討論会条例。こういう案です。全部一括では大変なので、まず、この間前文の検討があったんですけども、これが自治基本条例に基づく個別条例もありますので、ここところは前文は書く必要は特にない。ということは、自治基本条例と多分、内容が相当に重なってくるということがありますので前文というのは余りよろしくないことでいいですか。何か事務局、いかがですか。

○事務局 そうですね。そこは事務局としても提案をいただいておりますので検討していらっしゃる所だったんですけども、今、会長が言われた点とこれも法務的な冷たい見解なんですけども、手続条例になりますので公開政

策討論会の条例に、つまり手続条例に前文を置くのは余りないよということです。前文の思いをむしろ解説書のほうに、逐条解説なり解説書のほうにしっかりうたっていただいたほうがありがたいということでした。

○会長 逐条解説ですね。

○事務局 のような形に。

○会長 のほうで思いを述べるということです。

もう一つは、前文の書き方が公職選挙法に抵触するような文言を出してしまうというミスをしたくないというようなのが正直あって、なるべくやることははっきり決めて、それで余り余分なことは書き記さないということだったほうがいいという気持ちもありました。

ですので、大きく3つの理由です。1つは自治基本条例の前文に相当やはり重なってくるぐらいの。それから2つ目は、逐条解説の中で間違いのないようにこの間の理由づけをしたい、このように思います。それから、なるべく公職選挙法に抵触することを避けるという意味もあって、そういうことはないと思いますけど、とにかく見劣るといものを優先して議論した。

それで、趣旨からまず見ていきたいと思えます。まず一つ一つを見ていっていいですか。時間的に。皆さん、いいですか。

まず、趣旨についてです。第1条。これについてはどうでしょうか。よろしいですか。

また後で思いつくことがあったら言っていただきます。つくります。時間を設けますので。

それから、用語の定義です。第2条です。これについてはいかがでしょうか。よろしいですか、皆さん。

それでは、その次、公開政策討論会の開催、第3条です。これはフローで見てきていただいたところでもありますけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、基本原則です。第4条。こちらについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは次、続きまして、公開政策討論会の開催日等の決定及び公表、第5条です。こちらについてはいかがでしょうか。

○委員 最後になんかちょっとおかしい文章と申しますか、あるんですけど、「開催場所その他公開政策討論会の開催に関し必要な」「に関し」じゃなく「に関する」ではないかと思うんですけど。「その他政策討論会の開催に関する必要な事項を決定する」じゃないかと思うんですけど。

○会長 「関し決定し」、これは。

○委員 取って、「に関する必要な」。

○会長 皆さんに送ったところを実はその後ちょっと修正をしまして、今日用意したんです。今のところは新しい御指摘でもあるので確認します。第5条の下から2行目です。

「開催日時、開催場所その他公開政策討論会の開催に関する必要な事項を決定し、これを公表するものとする。」にしたほうがいいのではないかということ。

他にいかがでしょうか。ここは全部確認していただきますので、他にいかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 いいですか。全般に係るかもしれません。5条がフローのところの実行委員会に関することで自治会議がこういう仕組みを作るということですよ。そうすると、規則か何かでうたうということですか。

○会長 はい、どうぞ。

○事務局 規則でうたう。実行委員会のことですか。

○委員 そうです。

○事務局 規則で実行委員会であるとか公開政策討論会の説明会とか、規則か要綱はちょっと置いて、詳しいことは手続的なものは別途定めていきたいというふうに考えてます。

○委員 いずれにしてもフレキシブルにそうなると思えるということになりますよね。そういう余地を残したという、こういう解釈。

○事務局 そうですね。フレキシブルというのは、一番の基本の骨組み自体はやっぱり条例で書くべきで、具体的なもう少し細部については他のもので。

○委員 だから、この規則でうたうということは、規則でうたって最初に。そして、ちょっと不具合があったら規則で変えられるから市長が。そういう余地を残してという解釈でいいのかという、そういうこと。

○事務局 5条ですか。

○委員 5条はそのままなんですけど、それに下の規則なり要綱でうたうでしょ。

○事務局 そうですね。そういうことでもあります。5条については、市民自治会議が市長の附属機関ですので、いろいろなことを決定することはできるんですけども、この隣の実行委員会は決定する権限がないんです。ですので、あくまでも市民自治会議のこの場でさまざまなことは決定しなければならないということの一つあります。

○委員 そうすると、規則にうたうということは、まずは規則でこういう仕組みがうたうんで、最初にやるときは約束事ですよ。それは縛られるわけです。実行委員会を作るという形で縛られるわけで規則に。そうすると、ちょっと不具合があったんで、それは手直しすることができるようになるという解釈でいいのかということだけなんです。

○事務局 そうですね、はい。

○委員 わかりました。

○会長 皆さん、よろしいですか、今の。ちょっともう一回説明してくれませんか。

○事務局 今の5条の説明については、市民自治会議しか決定することができないということで、それを受けて市長に戻し、市長に答申し、市長が決めることになるわけなんですけれども、実行委員会は先ほど○○委員が言

われたように規則で定めていくことになると
思います。今日も議論いただいた委員をどう
いう方にするかというのが、なかなか絞り切
るの難しいところもありまして、今後の検討
項目かなというふうに思うんですけども、
実行委員がどういう方か有識者がどういう方
かっていうことで固まって1回、2回やった
場合の改善について、修正についても規則で
修正することができるような形になってます。
○会長 多分、行政経験、皆さんある方ない
方さまさまなので規則に定めるとする場合の
規則と、それから条例というののちょっと違
いを説明してもらおう。

○事務局 済みません。条例ですと市議会で
議決をいただかないと成り立ちませんけれど
も、規則は市長が決定すれば定めること、あ
るいは変更することができますので、言っ
てみれば市長の判断で規則は改正することが
できます。そこが大きな違いです。

○会長 規則というのは、この条例を議会に
諮る際に、あわせて作って出すのか、それ
ともそれはまた後で運用の段階で作るのか。

○事務局 ここもどのタイミングで皆さん審
議いただいたこの条例案を市議会にかけるか
ということにも関係してくると思うんですけ
ども、フロー図にあるような手続は規則がな
いと動いていきませんので、セットじゃない
と用はなさないかなとは思いますが。

○会長 ここでまだ条例のほうをやってます
けども、一応このフローの中で議論した実
行委員会のこういうイメージです。これは今
後、条例が条例として成立していく中には、
これを尊重して規則は定められるというふう
に一応、皆さんに言うておかないと、こうや
って書いたはいいけど実際には全然関係ない、
賛同しないというようなことになるとだめで
しょということですよ。手続、まず制度の
種類とあわせて、この扱いについて一応確認
ということで、よろしいですね、事務局のほ
う。

○事務局 はい。

○会長 皆さんの方もよろしいですか。これ
が条文に出てくればいいですけども、そうじ
ゃないものですから。

それでは、その次の立候補予定者の公開政
策討論会の参加の申出、第6条についてです。
これについていかがでしょうか。どうぞ。

○委員 6条の3で「立候補予定者は、第1
項に規定する期日以後に公開政策討論会に参
加することができる。」というのは、途中か
らでも参加することができる。締め切りに間
に合わなくても、途中で参加しますと言っ
たら参加できるということですね。

○会長 そのとおりです。

○委員 そういうことですね。そのときに次
に掲げる事項を記載して申請しろという申出
書の提出なんですけど、いわゆる1番、2番は
前の1番、2番と一緒になんです。書類はね。
3番がないんで、3番、まちづくりに関する
政策及びこれを実現するための方策に関する
事項というのは書いてないんで、それはどう
なんですか。必要ないということですか。途
中から入った場合。そういうことですか。ど
うしてそうなの。

○会長 はい。

○事務局 これが表現としてはわかりにくい
んですけども、先ほどのA3の資料のフロー
図のところにある、いわゆる立候補予定者が
議論したいテーマを出せないという、そこ
です。これは非常にわかりにくいんですけど、
運用上はそういう趣旨で運用していきま
すので。

○委員 要するに、時間がないということ
ですか、全部。

○事務局 1週間前に出たいと言われた人は
申しわけないですけど。

○委員 調整できんという。

○事務局 そうですね。

○委員 そういうことですね。

○事務局 はい。

○会長 ですから、早目の立候補が必要であるという。この間の議論の。

他いかがですか。

ちょっと皆さんに御検討いただきたいところがあるんですけども、第6条のところちょっと直させたところなんですけど、「立候補予定者は、公開政策討論会に参加しようとするとき、前条の規定により公表された公開政策討論会の開催日（開催日が複数ある場合は、最初の開催日）の45日前までに次に掲げる事項を記載した申出書に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。（1）住所、氏名及び生年月日。」ということですね。

2つ目です。「参加を希望する公開政策討論会の開催場所」と書いてあるんです。これは皆さん、どう思いますか。どうでしょうか。つまり、先ほどの説明があったように公開政策討論会は3カ所で開催することを前提にこの間、議論してきたんですけども、ここでは開催場所を選ぶことができるというものです。これはどうしたほうがいい。どうしたのかということについて。今日はここで決定するんじゃなくて、皆さんの意見をまず聞かせていただけたら、どうでしょう。

○委員 要するに欠席することができる。全部出なくても自分の好きなところだけに。それでは公開政策討論会にならないかもしれないですね。

○会長 はい。皆さんはどうでしょうか。

○○さんは今そういうふうに解釈しました。

○委員 これ立候補したら1人でも開催するんでしたよね。だから、今1つ出なくても1人でやるというのと、立候補者が1人でも3つやるという形になりますよね。だから、いいと思うんですけどね。1つの選択として。

○委員 そうですか。

○委員 あんまりそういう人はいないと思いますけどね。

○委員 思いますけどね。

○会長 実はちょっと皆さんに相談したかつ

たのは、この基本原則の第4条第1項、ちょっと見て欲しいんですけども、ここに公開政策討論会というのはどういう基本原則のもとで行っていくところ。つまり、公開政策討論会というのは、「参加する立候補予定者のまちづくりに関する政策及びこれを実現するための方策について、市民の理解を深め、選挙への市民への関心を高めることを目的として行われるものである。」ですから、立候補予定者の意図も大事なんですけども、一方で市民が理解を深めて選挙への関心を高めてもらうということなり、目的として。基本原則として。ですから、第2項のところでは、

「立候補予定者は、公開政策討論会の趣旨を理解し、これに参加するものとする。この場合において、参加の申出は、立候補予定者の意思に基づくものとし、不当に義務を課すものであってはならない。」ということなんです。ですから、この2つでそろそろわけですけども、ここの（2）というのは、今の鈴木さんの話でいうと4条の2項については担保するけども、1項についてはどうなんだろうなという、ちょっと疑問があったんで、皆さんの御意見を聞きたいと思って。そもそも論です。この議論の出発点は、ここの第4条の第1項にあったんじゃない。もちろんそれは政治活動を制限することがあってはならないということがあるので、それで第2項が出てくるわけだけども、参加を希望する公開政策討論会の開催場所、これを最初に呼称するということがどう。そうすると、市民の理解を深めて選挙の関心を高めることに対して機会を奪ってしまうことにならないのか。

○委員 逆に言うとならないという意思表示は、その人の政治姿勢をあらわすし、逆にそのほうが関心が高まるんじゃないかな。3つとも出ん人もおるかもわかりませんよね。公開討論会には絶対1つも出ないという方もおるかもしれない。それも政治姿勢だから。

○会長 でも、そこはなるべく避けましよう、

みんなでやりましょうというのが前提なので、いろんな選択肢を用意して、どれでもどうぞという話ではないと思うんです。

○委員 そうすると、じゃあ絶対に出なくちゃいけないというくりにしないとおかしいですね。

○会長 なるべくみんなで3カ所でやって、市民の意をとりましょうというのが最初じゃなかったですか。

○委員 おっしゃるとおりで、自分の都合だけ考えたらいかんと思うので、選挙に出る人が、有権者のことを考えて。

○会長 いいですよ、いいですよ。皆さんの意見なんで。

○委員 これは自由意思だと私は思いますし、それはそれで。ただ、開催場所って解釈する、ようわからんけど、開催場所をここでは3つの場所でやろうというときに、だけどいざ自治会議で決めるわけですよ。それが1カ所になるんか3カ所になるんかわかんないわけですけど、ただ、今この全体としては3カ所という話にはなってるので、議論がちょっとあれですけど、自由意思はあると思うので、そこはどちらかというところを尊重してもいいと思います。尊重というかまかせればいいかなと思います。

○委員 病気になって出れんとかいう、特殊な場合はどうなんですか。立候補者の突如、そのぐらいは。

○会長 いや、これは申し出の段階なので、最初から病気になってる。

○委員 病気でもはって出ることはできます。

○会長 これはいろんな、こういう条文であったとしても実際には運用で今、僕が言った危惧するところというのはカバーできると思うんです。実際に市民自治会議で開催場所について明らかにして、そして実行委員会が第2段階まで立ち上がって、実際に特に重要な市長候補者の推薦する人たちが入って、実際に政治活動を展開していくという段階におい

ては、そこでなるべく第4条の基本原則を踏まえてということは出てきますので、そこでクリアできると思います。

○委員 それなりにしっかり理解をしてもらって、必ず出てもらうようにしていくしかないですよ。

○会長 はい。じゃあ、意見として皆さんの意見を賜りましたので。

他のところで何かありますか。第6条。

それでは次、開催日時、場所、議題の決定及び公表、第7条にいきます。これについてはどうでしょう。これについてはよろしいですか。どうぞ。

○委員 言うつもりなかったんだけど、第2項の開催の中止を決定するという文章のところなんだけど、「前条に規定する期日までに」と前条の規定する期日というのはどこを指しているのか。全部3項も含めてということなのかどうか。

○会長 これ事務局、どうですか。

○事務局 この3項も含めて考えております。ですので、1週間前までに誰も参加の申し出がない場合は、その場合に初めて中止の決定と公表と考えています。

○会長 他にいかがでしょうか。

それでは続きまして、市政に関する情報の提供、第8条です。これについていかがでしょうか。どうぞ。

○委員 4番で情報を求めた人には情報を提供するというんですけど、これは求めた人だけではなくて立候補予定者全員に同じ情報を提供するということですね。

○会長 そういう趣旨で。

○委員 そういう趣旨、そうじゃないと公平になりませんもんね。

○会長 じゃあ、それは確認でいいですか。

○委員 はい。確認です。

○会長 他にいかがでしょうか。

それでは、次にいきます。公開政策討論会の議事運営についてです。第9条です。ここ

はいかがでしょうか。これもよろしいでしょうか。

続きまして、公開政策討論会の公平性及び公正性の確保、第10条についてです。こちらについてはいかがでしょうか。よろしいですか、皆さん。

それでは、裏のほうを見てください。

準用が書いてあります。第11条、これについては先ほど確認しましたけども、いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 市長の職務を代理する者というのは副市長のことですか。それとも別途何か決める。

○事務局 副市長です。

○委員 副市長ですか。

○事務局 はい。

○委員 わかりました。

○事務局 準用の読み方ですけど、私の確認ですけど、この3条と5条から10条までということでしたので、さっき今泉委員が言われた6条のところの45日前までという何か読みかえられるかなと思って見てまして特になかったので、済みません。再度確認します。

○会長 準用って手続条例ではよく使う。

○事務局 使いますね、これは。

○会長 使いますか。

○事務局 はい。

○委員 どういう意味ですか、準用って。

○事務局 準用は置きかえるというような意味ですかね。

○委員 置きかえる。

○事務局 はい。

○会長 続きまして、条例の見直し、第12条、これはどうでしょうか。

それでは、委任、第13条。よろしいでしょうか。

ということです。ありがとうございました。では、全体について何か矛盾してる点、再確認するところありますでしょうか。どうぞ。

○委員 第2条の用語がずらずらと書いてある。鍵括弧でくくるか、説明文を頭をあわせるかのほうがわかりやすいかなと思います。読めばわかりますけど。鍵括弧か自治基本条例の頭文字か。

○事務局 済みません。こればかりは法務のルールがありまして。

○委員 あるんですか。

○事務局 はい。全てこういう場合は一ますあけるとか、済みません。

○委員 鍵括弧はどうです。

○事務局 もう全部決まっています。済みません。鍵括弧1というのは1号という意味ですし、普通の第4条のところの2というのは第2項という意味ですので。(1)にするのか普通の1にするのかは、1項にするのか1号にするのか。

○委員 それも事前にいただかんといかんね。わかりました。じゃあ、結構です。

○会長 論文と同じですね。

他いかがでしょうか。いいですよ。

○委員 済みません。11条の準用のところで、市長が欠けた場合は職務代理者ということで副市長制をとってる新城市は副市長ということだと思えます。うちも校長が欠けた場合は第1教頭、第1教頭が欠けた場合は第2教頭、私学ですので決まっています。4番ぐらいまで決まってるんですけど、何かあってもらったら困るんだけど、市長が欠けた、副市長も欠けた、それ順位って決まっていますか。3番手、4番手、それちょっと心配になったんで。

○事務局 総務部長ですよ。次が。

○委員 わかりました。決まっていればオーケーです。

○事務局 ですので、多分ここは副市長とは書かずにということに。

○委員 ですよ。副市長制とってるからですよ。とってるとこととってないことありますからね。そうですね。

○会長 ありがとうございます。これは公開政策討論会の条例案。我々は条例案のところまで一応話し合う、決める、答申するというのが必要です。実際に議会に諮って、そして最終的なところは、これは市との調整ですので、今日までのところで一応お諮りを、重要な作業を終了になります。よろしいでしょうか。

今の条文の考え方については、公開政策討論会条例の概要、これを今日一々確認はしませんけれど、またこれはお読みください。何かわからないところとかお聞きしたいことがありましたら、事務局のほうにお問い合わせをいただければということです。ありがとうございました。

それでは続きまして、答申にいきましょうか。新城市自治基本条例及び新城若者条例について（答申）、こちらの答申内容について皆さんに御審議いただきたいというふうに。これも皆さんに送ってもらいましたよね。

○事務局 これは今日、済みません。

○会長 じゃあ、ちょっとこれを皆さんに説明していただかなきゃいけませんね。じゃあ、事務局のほう、お願いします。僕のほうでいきましょうか。

○事務局 読むだけは読みます。

1番としまして、自治基本条例に定める市民の権利を具現化するための公開政策討論会条例についてということで、このあたりも直していただきたいところなんですけども、今年度の市民自治会議は、今まで本市で行われた市長選挙公開政策討論会や平成30年度から検討している市民の権利を具現化するための公開政策討論会のあり方について、振り返り論点を整理するところから議論をスタートしました。その上で、公開政策討論会検討作業部会のまとめを基礎検討資料とし、市民まちづくり集会での市民発表「公開政策討論会とまちづくり」の成果などを踏まえ、具体的な公開政策討論会制度の検討を行いました。

主な論点は、市民の知る権利と市長立候補予定者の政治活動の自由とのバランス、公開政策討論会手続の公平性・中立性の担保が不可欠であることなどが挙げられました。また、市長立候補予定者が一人の場合でも公開政策討論会を開催する必要があること、参加できない市民のために開催動画をWebで公開することが必要です。公開政策討論会条例の概要は別添のとおりです。ということで、先ほどつけさせていただいた概要をつける形になっております。

続いてよろしいでしょうか。

○会長 まず、ここで1回切りましょう。

○事務局 はい。

○会長 この内容について皆さん、どうでしょうか。何か気づいたこととかありましたら。よろしいでしょうか。大体この間の手続あるいは論議の本当の概要の部分です。さわりの部分を触れていればと思いますけど、よろしいですか。

それでは、2のところです。若者総合政策その他若者が活躍できるまちの形成の推進に関する事項について、これをお願いします。

○事務局 若者総合政策その他若者が活躍できるまちの形成の推進については、平成26年度運用から約5年経過した「若者議会」の成果と課題について、以下のとおり意見をまとめました。丸で箇条書きにしております。報酬、報償費について、年々増加しているが、活動の幅、市外への進出、PR活動を考えると妥当である。

裏面にいきまして、若者議会で提案した事業について、ある程度汎用的な評価基準をつくり効果を数値化し、事業効果を示してほしい意見もあるが予算に縛られない、自由な発想と行動の若者議会であってもよい。提案事業のみに着目するのではなく、委員経験者のその後の市政への参加なども若者議会の成果である。目に見える改善や変化が期待できる事業も今後増えていくと市自体の活性化、発

展につながり、若者議会の知名度や信頼も確実についてくると考える。課題として、アンケートをとるなど他の若者の意見をどう反映させるか。という箇条書きにしております。

○会長 この内容について、いかがでしょうか。表現がちょっと変だなというところもありますけども、そんなところも含めて意見をお願いします。いいですよ。

○委員 これになかなか議論されてなかった。それぞれの意見を出し合って、それをこういうふうにまとめたという、こういうふうに思われるんで、実際に私、1つちょっと加えてというか、今、若者議会では議会議員が地域自治区のほうへ行って説明をしているんですよ。

○事務局 今はやっていないです。

○委員 そうなんですね。地域自治区委員なんかに入ってる人もいますか。自治区の。

○事務局 はい。

○委員 それは全部じゃないんですよ。

○事務局 全部といいますと全地区。

○委員 うん。

○事務局 違う違う。構成は協議会でやっていますので。

○委員 なので、入ってるところと入ってないところがあるということやね。私としては、それは協議会が決めることなので、それは仕方ないですけど、ぜひ若者議会、若者の枠として入れてほしいなというのは思います。それは、やはり若者の目線でやっぱり地域を見ることが大事だというふうに思いますし、やっぱりこういう若者がいるんだということを地域が知ること。若者ってこんなに元気なんだというようなことを知ること必要だと思うんです。だから、それはちょっと入れてほしいなというのが私の要望です。入れてほしいって、どういうふうに入れるかっていうのはあれだけね。

○会長 でも、これは若者が活躍するまちの形成の推進に関する事項って書いてあるので、

若者議会のメンバーだったら忙しい人たちが、その地域協議会委員になれたら、それがつくられていくのが望ましいという、あるいは提案するんじゃないなくて、こういう若者が活躍できるまちの推進に向けて若者たちが地域協議会などに参画できるような支援も検討もいただきたいと、そういう趣旨のことでいいですよ。

○委員 はい、いいです。

○会長 その辺はどうですか。お願いします。

○委員 おっしゃるとおりでして、私のやっている地域協議会などいろんな事業が出てくるんですが、よく見ると若者が取り組んでいるものとタイアップできそうなものがいくつかあるんです。中では1回、若者議会のメンバーに声をかけたらどうだろうっていうので話を聞くんだけど、なかなかそれがいかない。だから逆に若者議会関係の、議会に出ていなくてもいいんですが、若者のやることがわかっている人たちにおってもらえるといいなということは思わなくてもいいです。ただ、それぞれの協議会で委員選出の方法があるもんですから、そこに若者議会を全部入れるというわけにはいかないだろうなというふうに思いますし。

○会長 という意見です。他いかがでしょうか。

ということで、このところは1つの案ですけれども、若者議会のメンバーを初め若者たちが地域協議会などにおいて活躍できるように、そういう支援をしていただきたい。そういうことでいいですね。そういう趣旨のことでね。また、もちろん1回原案を作って、皆さんに1回送りますので、原案でおかしければまた修正をいただきたいと思います。方針としてはいいですか。

それでは、その他、自治基本条例の運営に関すること。これ、事務局のほう、お願いします。

○事務局 市民自治会議条例第2条第1項第

1号に基づき、新城市自治基本条例の運用及び普及に関することについて、下記のとおり意見をまとめましたということで、諮問された2項目以外にも議論いただきましたので、1番、市民まちづくり集会、2番、女性議会について書かせていただいております。

まず、市民まちづくり集会につきましては、無作為抽出で来てくれた年配の方がここに来るのがうれしかったと年配者を生かす場ができたため無作為抽出は有効であった。若者年代の参加者が少なかった。無作為抽出の若い年代を増やしたらどうか。今後の新城市を担う若い世代の参加者を増やしていきたい。出された重要な意見を市政に反映させていく仕組みが必要である。そのためにはファシリテーターの養成が必要。今後も継続していくために、テーマ選定は行政でやっていることや行政だけでできない実務の中の問題の中から選定することも必要である。自治基本条例に基づく実行委員会の開催ではなく、NPO法人にして継続してやっていくのはどうか。

続いて、女性議会についてです。今後、市政への女性の意見反映は重要になる。常に地域に出て女性の意見を聞く会（茶話会）を行ったらどうか。女性議会参加委員で組織化など実現できないか。傍聴者が多く、年々増え注目が高まっている。女性議会議員も10代から70代と幅広く、提案された内容も興味深いものばかりであった。女性議会をやめたほうがいいのかという意見もあったが、今回のアンケートは全員続けるという意見でうれしかった。以上、これも箇条書きで抜かさせていただいております。

○会長 どうでしょうか。皆さんのこの間議論なりあるいは意見が反映されてるのでしょうか。ここのところは、どうすべきだとか、どういうふうに限らないで、皆さんの感想とかそういう意見も入れたものですから、表現もここはそろえないという形であえて出します。

それでは、原案としてはこのようにいきたいと思っております。

それでは、皆さんからいただいた意見、それから表記上、何かおかしい文言等はここで修正としていきます。

それでは、3番、報告、「しんしろ自治フェス2020」、これについて事務局お願いします。

○事務局 お配りしました資料の色のついたチラシになります。「しんしろ自治フェス2020」ということで、毎年、めざせ明日のまちづくり事業補助金と地域活動交付金の成果報告ということで開催していたものを、今年度こういった「しんしろ自治フェス」ということで開催を計画しております。日時は令和2年3月7日土曜日、場所は新城文化会館小ホールで行います。

毎年、パネル展示、活動交付金、めざせ明日のまちづくり補助金を活用している団体、約100件のパネル展示を展示室で行っております。こちらにつきましては、今年度もパネル展示を展示室で行う予定でおります。

「しんしろ自治フェス」の内容につきましては、1時開場になります。オープニングによさこい踊りを披露しますが、歌舞人ということで、この団体も地域活動交付金を使った団体となります。続きましてパネルディスカッションで、パネラーは地域活動交付金活用団体が3団体、めざせ明日のまちづくり事業補助金の活用団体が1団体ということでパネルディスカッションを予定しております。次に、基調講演で東京大学の名誉教授、大森先生のほうにお越しいただきまして基調講演を行います。今年はいつもの成果報告、一方的な報告だけでしたが、パネルディスカッションを予定しておりますので、皆さん、ぜひ3月7日、お時間ございましたらよろしく願いいたします。

済みません。パネルディスカッションにつきましては、こちらにお見えになります○○

委員が、済みません、めざせ明日のまちづくり事業、今年、コミュニティビジネス立ち上げ事業で補助金を活用されてますので、パネラーとして御登壇いただきまして、アドバイザーということでこの会の会長であります先生に。

○会長 感想を言うだけ。

○事務局 お願いしております。また皆さん、よろしくお願ひいたします。皆さん、ネットワークがたくさんあると思いますので、5枚しか配りませんが、5人連れてきてください。済みません。それは冗談ですけども、何枚か御利用なら何枚でもありますので、ぜひお誘い合わせの上、来ていただけたらと思います。

○会長 ということです。名前も今年変わりましたね。それで、構成も大幅に変わりました。従来の成果報告という、そういう非常に限定的な意味合いのイベントではなくて、むしろ、これから市民自治社会を作り上げる上で、どんなイメージをもって取り組んだらいいんだろうか。こういった展望をみんなでもちあおうじゃないかというような、そんな趣旨でにぎやかな楽しいイベントもさまざまありますので、ぜひ委員の皆さんはもちろんですけども、呼びかけをして多くの方に参加いただけたらお願いします。どうぞ。

○事務局 済みません。ちょっと補足ですけども、少し真ん中右あたりに演劇とありまして、これは今、職員有志で劇の練習をしています。本当にど素人、中には高校時代に演劇部で全国大会に行ったという強者もいますけれども、まちづくりの難しさ、楽しさみたいなものをうまく表現できればなということで、地域活動交付金を使って何とか課題を解決していきたいというシーンをやっていますけれども、その先には今後必要になってくるであろう稼ぐ手段であるとか、補助金頼みじゃない、交付金頼みじゃないやり方も、もしかしたら見えてくるんじゃないかとか、NPO法人化

していけるんじゃないかとか、次の展開につなげられるような劇ができたらなと思っております。ここはあんまり期待しないでください。

○会長 わかりました。ということで、今回いろいろと盛りだくさんで新しい展開をしてみようということになりました。ぜひ皆さん、そこでこんなもんじゃだめだ、もっとこうすべきだというような提案もありがたいと思います。実は、皆さんのいろんなこういう、この間の感想を分析して内容を変えてきたということもありますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、私のほうからちょっと皆さんに提案したいこともあるんですけども、先に事務局のほうからありますか。

○事務局 次回の会議日程でございます。一番下にございますが、次回、第7回の市民自治会議、こちらが答申となります。よろしくお願ひいたします。日にちは2月12日水曜日、時間が19時から、午後7時からとなります。場所のほうは前回、政策会議室ということで御案内しましたが、会場はこちら、ここと同じ市役所4階4-1会議室、ここになりますので、よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。ということで皆さん、次回2月12日19時で遅い時間帯になりますけども、なるべく皆さん、御参加いただけるようによろしくお願いします。

○○さん、いいですか。じゃあ、お願いします。○○さんもよろしいですか。

○委員 はい。

○会長 仕事着でいいということなんで、仕事のみんな帰りですから、そのまま来てください。お願いします。ありがとうございます。

それでは、ちょっと私のほうから最後に皆さんに御提案をさせていただきたい。実は、この間、公開政策討論会の検討も含めて部会を設けて、そこで大変積極的に重要な案件を

御審議いただいた。あわせて今回、公開政策討論会条例の検討をずっと立ち会って、そして1回か2回、非常に重要なコメントもいただいた〇〇さん、今日お越しいただいて、通常では一傍聴ということで御参加いただくわけですが、実は我々委員会として〇〇さんにさっきも言ったように重要な場面で御意見をいただきました。それから、部会を設けて、そこでも実は非常に重要なたたき台を御用意いただきました。そういうこともありますので皆さんの同意をいただいて、ここで〇〇さんにも委員会としてお礼を述べたいというふうに思います。いかがでしょうか。

それでは、〇〇さん、全然用意してなかったんですけど、本人いきなりですのでちょっとこちらのほうにお越しいただいて、一言御挨拶をいただきたいなと思いますので、ちょっと私のほうから皆さんを代表してお礼を言わせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、〇〇さん、いきなりで申しわけございません。どうぞ、もっとこちらへお願いします。

我々の市民自治会議、自治基本条例を作った以降、自治基本条例がきちっとやはり施策に反映されて、そして自治基本条例に基づいてこれまでの取り組みをいろんな施策をやっているかどうか、それを検証するために委員会を設けて、そして指導もいただいてやってきました。ただ、これから公開政策討論会という未知の分野に切り込むに当たって、それについてもここで諮問するよにということをしていただきましたので、御経験者である〇〇さんのさまざまな御意見を貴重な情報として我々反映させていただくということでお願いしてまいりました。本当に長い期間でありましたけども、こういう我々の重要な議論のおつき合いをいただきまして、本当に感謝しています。ありがとうございました。

あわせてまた、これから実際に条例が制定された後には、これを新城市の誇り高い自治

の施策として運用していかなければいけません。いろんな難しい難題もあるかと思いますが、これまでの御経験に即して建設的にいろいろと助言をまたいただけるように、ぜひお願いしたいと思いますので、この場をかりてお礼とあわせてお礼を申し上げたいと思います。本当にどうもありがとうございます。よろしく申し上げます。

〇〇さん 済みません。こんばんは。

急に言われたんでびっくりしましたが、いろんな決まりというものが実際どのように決まってくるのかなというのが、その経過が最初、作業部会でやったものの責任として見ておきたいなというのがありました。先ほど〇〇さんが言ったみたいに置きかえ、言葉だとか規則だとか先ほど言った、たまたま〇〇さんと話していて規則の話とか、行政用語とかそういうのがあって、なかなかわかりにくいところもありました。そこで、なるほど、こういうふうに決まってくるんだなというふうに思いましたが、ここで学ぶのでいうと空気を読まなくて申しわけないんですけど、やっぱりちょっと違ってくるなというふうに思うことが1つありました。

それは、やっぱりこういう意識の高い人というのは、市民という者を、いわゆる市民って納税者、主権者、いわゆる生活者、その部分のところをやっぱりだんだんだんだん、やっていけばやっていくほど抽象的な存在になってしまうんです。こんな人いないよという格好の存在をやっぱり前提として話を進めていってしまう危険性というのがどうしてもある。やっぱり私はちょっとこれは悪い癖ですけど、低レベルに落としてたんです。〇〇さんに怒られますけど。そういうことがあるんです。ただ、現実っていうものを見ると、やっぱりそういうこともあると思うんです。ただ、そのところで一番危険なところって代数でいわゆるAに変換するんじゃないかと、やっぱり一番最初の生活者。生活者のレベルで

どういうふうにやっているかということを考えない限りは申しわけないですけど、やっぱりいけないかなど。また見ないかなかなという気もしますが、それは今後やっていただくということをお願いして、いろいろこんなことを言っていただきましてありがとうございます。これからは、もう邪魔しません。

○会長 ありがとうございます。実際にこの条例が進めてきた実行委員会というのが立ち上がって、ここは今〇〇さんのお話があった本当に地に足がついたというか生活者というか、そのにおいをぷんぷんさせるような、そういうところから実は議論をしていかないといけない部分があると思います。また、そういう運用が行われていって、新城らしい公開政策討論会が展開されなければ、参加者がやっても聞く側には気持ちは届かない、メッセージは届かないと思いますので、今、御指摘いただいたところが肝に銘じて、また運用していけるように。また、そのときには皆さんも今度、厳しい目でこの実行委員会を見ていただきながら、かつ応援をしていただいて、足を運んで応援していただくということもあるかと思えます。いろんな立場でこれから条例の成立を見届けていただく。運用を皆さん、盛り上げていっていただくというふうに思います。本当にどうもありがとうございました。

〇〇さん、どうもありがとうございました。
〇〇〇さん ありがとうございます。

○会長 それでは、本日の委員会は以上で終わりましたので、これで終了したいと思います。今回、第6回になりました。本当に遅くまでさまざまな年齢層の人たちがこうやって集まっていただきまして、本当にありがとうございました。こういう自分の時間を割いて、自分の経験を語っていただける方というのは、愛知県の自治体の中ではないです。私も学会でいろんな仕事をしている中で、皆さんのような存在は見たことがない。責任をもって、こうやって発言をしていただいて、辛抱

強く、いろんな思いもあるでしょう。でも、限りなく合議に至るまで努力していただける方たちを本当に杞憂な存在ですので、こういう市民がいることを今日再確認をして、本当に皆さん誇りに思って、この会を閉じたいと思います。いよいよ最終日は答申日ですので、ぜひ足を運んでいただけるように、よろしくをお願いします。

では、本当にどうもありがとうございました。